

国際収支統計について

令和元年6月

財務省国際局為替市場課

国際収支統計の改善

- 国際収支統計については、「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議)に基づき、以下の事項について検討を進めていくことになっている。

改善に係る対応方針・実施日程

① 遡及系列

○ 対応方針:

次回IMF国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討

○ 実施日程:

次回マニュアル改訂への対応時に検討
(注: マニュアル改訂時期は未定)



次回IMFマニュアル改訂への対応時に内閣府と協議。

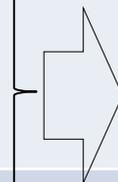
② 再投資収益(※)

○ 対応方針:

再投資収益について、内閣府と協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法を検討

○ 実施日程: 2019年度を目途に結論を得る

※再投資収益とは、直接投資企業が稼得した営業利益のうち、投資家に配分されずに内部留保として積み立てられたもの。



今回の御説明内容

③ 財貨の輸出入部分

○ 対応方針:

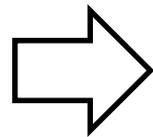
「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について検討

○ 実施日程: 2019年度を目途に結論を得る

再投資収益の計上手法の見直し

《現行の取扱いー4月の年次改訂時に計上時期の調整》

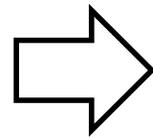
- ◆ 2020年4月に、2017年9月～2018年8月について、速報値(17ヶ月前の計数)を確定値に置き換え。
- ◆ 2018年9月以降の分は速報値のまま存置。



8月と9月の間の段差が生じ、また、時系列(2017年4月～2018年8月)が繰り返す。

《見直し案ー前年11月時に計上時期の調整を前倒し》

- ◆ 2019年11月時点^(注)で、2017年5月～2018年4月を確定値に置き換えた上で、2018年5月以降分については、2018年4月の数値と同額を横置き(～2019年9月分まで)。



8月と9月の間の段差が解消し、時系列の繰り返しも起こらない。

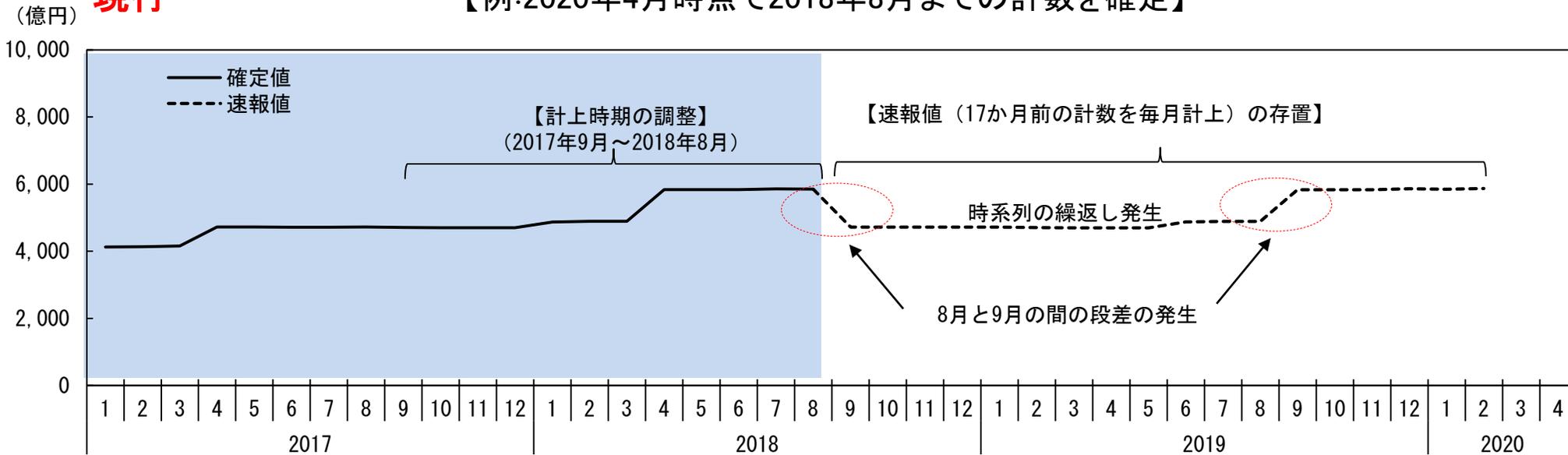
※なお、遅延報告・訂正報告のデータ取込みは、見直し後も現行と同様、年次改定にあわせて毎年4月に行う。

(注)実際の運用開始時期は、様々な技術的要因を踏まえて今後決定。

再投資収益の計上手法の見直し《現行vs見直し案》

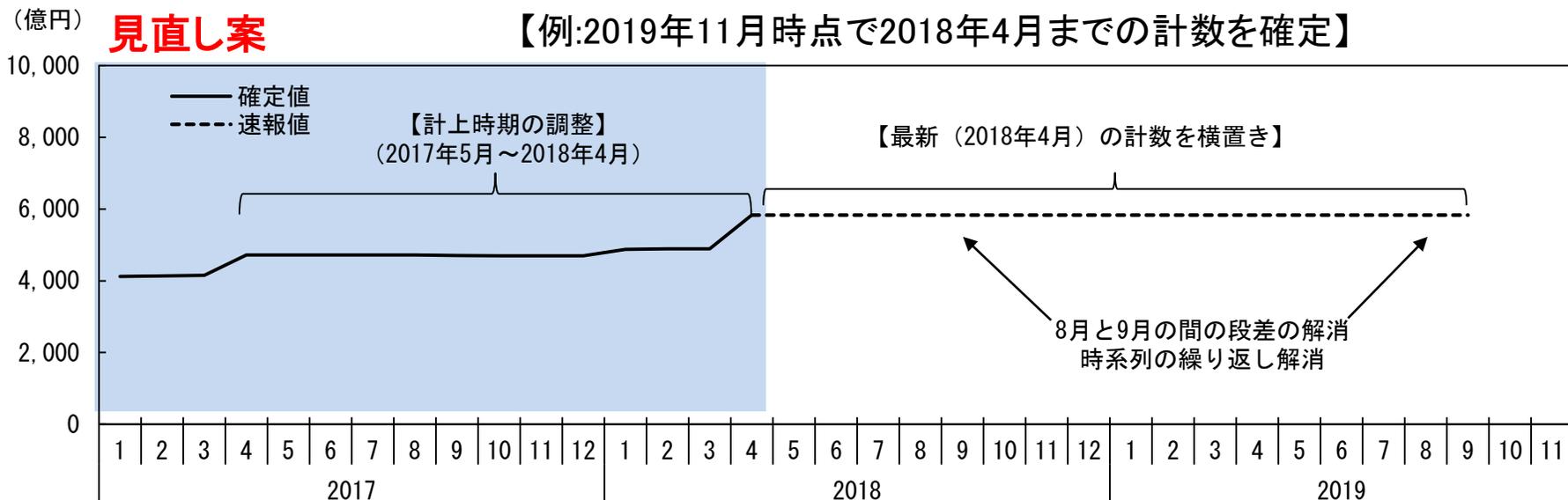
現行

【例:2020年4月時点で2018年8月までの計数を確定】



見直し案

【例:2019年11月時点で2018年4月までの計数を確定】



(注) 実際の運用開始時期は、様々な技術的要因を踏まえて今後決定。

通関統計との差異透明化

- 従来、「一般商品」、「仲介貿易商品」及び「非貨幣用金」は公表されていたが、一般商品のうち「加算額」及び「控除額」は非公表。
- 本見直し案では、「一般商品」のうち「加算額」「控除額」の計数の公表に加え、加算額・控除額の内訳項目「商品（輸出入以外）※」「再輸出品（返戻貨物）」「再輸入品（返戻貨物）」についても公表。

【現状】

「一般商品」として合計額を公表済み

$$\text{貿易収支} = \text{通関統計} + \text{加算額} - \text{控除額} + \text{仲介貿易商品} + \text{非貨幣用金}$$

(公表) (非公表) (非公表) (公表) (公表)



【見直し案】変更点は赤字表記

$$\text{貿易収支} = \text{通関統計} + \text{加算額} - \text{控除額} + \text{仲介貿易商品} + \text{非貨幣用金}$$

(公表) (赤字) (赤字) (公表) (公表)

うち「商品（輸出入以外）」 (公表)

うち「再輸出品（返戻貨物）」
「再輸入品（返戻貨物）」 (公表)

※居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等に該当する項目